

2007年5月10日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に利用させ提供すること及び目的外に利用させ提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年4月24日付けで諮問（第255号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に利用させ提供すること及び目的外に利用させ提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号及び第2項第4号の規定による目的外に利用させ提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させ提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に利用させ提供する必要性及び目的外に利用させ提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

これまでは、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は、国民健康保険等の医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療サービスを受けていたが、平成20年4月からは、新たに独立した医療保険制度となる後期高齢

者医療制度で医療サービスを受けることになる。この制度は、神奈川県においては、県内すべての市町村が加入する神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が運営することとされ、具体的には、被保険者の資格管理や保険料を決めたり、医療の給付などを行う。また、市町村では保険料徴収や収納管理、滞納整理を行う。75歳以上の高齢者等は、神奈川県内では一律の保険料を納めるとともに、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示して、診療を受けることになる。

この事務の実施にあたり、広域連合については、被保険者の資格について、住所、氏名、生年月日等の必要な情報がないと、被保険者として認定することができない。そこでこの必要情報については、医療予防課が本人から直接収集するのではなく、各データ主管課から収集して利用し、及びこれを広域連合に提供することを想定している。

そこで今回については、医療予防課に対し、必要な情報について目的外に利用させること及びこれを広域連合へ提供することについて諮問するものである。

(2) 個人情報を利用させ提供する必要性について

広域連合は後期高齢者医療の事務として、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課に関する事務を行うことになる。このうち被保険者の資格管理について、被保険者の認定にあたっては、住所、氏名、年齢の確認にはじまり、世帯の収入に応じた負担区分割合の決定に必要な税情報などが必要となる。これら必要な情報は、医療予防課が本人から直接収集するのではなく、各データ主管課から収集して利用し、及びこれを広域連合に提供することを想定している。

生活福祉課で保有する生活保護の受給者情報の目的外利用については、後期高齢者医療制度にかかる事務が高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）に基づいて行われるものであり、本人の申請によらず、一定の要件により強制的に被保険者となるものであり、これにかかる資格管理等に必要な個人情報について目的外利用させることにより、後期高齢者医療制度にかかる事務処理を適正かつ迅速に行えることとなり、もって制度の円滑な運営につながることから、目的外に個人情報を利用させ提供する必要性があると考えられる。

(3) 目的外に利用させ提供する個人情報

生活保護受給者情報

生活保護受給者の氏名、住所、生年月日、性別、受給開始年月日

利用目的

法第51条に基づく、後期高齢者医療被保険者の適用除外者の確認のため

(4) 個人情報を利用させ提供することに伴う本人通知の省略について

事務の目的が広域連合の適正な事務を遂行することであり、そのことが結果

的に被保険者に対して、質の高い医療サービスを提供することにつながる。個人に通知することについては、相手が多数であり、業務の効率や運営を著しく阻害することになると判断されるため、個別の通知は省略したい。

なお、目的外の利用及び提供については、広報等で周知を図るものとする。

(5) 実施時期

2007年6月予定。

(6) 提出資料

ア 目的外に利用させ提供する個人情報の項目について

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)ないし(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させ提供する必要性について

広域連合は後期高齢者医療の事務として、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課に関する事務を行うことになる。このうち被保険者の資格管理について、被保険者の認定にあたっては、住所、氏名、年齢の確認にはじまり、世帯の収入に応じた負担区分割合の決定に必要な税情報などが必要となる。これら必要な情報は、医療予防課が本人から直接収集するのではなく、各データ主管課から収集して利用し、及びこれを広域連合に提供することを想定している。

生活福祉課で保有する生活保護の受給者情報の目的外利用については、法に基づいて行われるものであり、これにかかる資格管理等に必要な個人情報について目的外利用させることにより、後期高齢者医療制度にかかる事務処理を適正かつ迅速に行えることとなり、もって制度の円滑な運営につながる。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させ提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させ提供することに伴う本人通知の省略をする合理的理由について

事務の目的が広域連合の適正な事務を遂行することであり、そのことが結果的に被保険者に対して、質の高い医療サービスを提供することにつながる。個人に通知することについては、相手が多数であり、業務の効率や運営を著しく阻害することになる。

なお、実施機関では、目的外の利用及び提供については、広報等で周知を図るものとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させ提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上